

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行 定価(送料共)1か月2,200円

| 次(*については県例規集登載事項)

〇 規則

*4 美容師法施行細則の一部を改正する規則

(食品・生活衛生課)

*5 理容師法施行細則の一部を改正する規則

("

○ 公安委員会規則

*4 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

〇 告示

*248 平成8年和歌山県告示第1030号(和歌山県青少年健全育成条例施行規則に基づく各種学校等の指定)の廃止 (青少年・男女共同参画課)

249 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)

250 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定

("

- 251 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定 介護予防サービス事業者の指定 (")
- 252 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居 宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定 (")
- 253 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 254 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 255 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した 意見の概要 (商工振興課)
- 256 森林病害虫等防除法による高度公益機能森林の区域 変更 (森林整備課)
- 257 保安林の指定
 ("

 258 " ("
- 258 " (") 259 " (")
- 260 " (")
- 261 " ("
- 262 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 263 " (")
- 264
 道路の位置の指定
 (都市政策課)

 265
 " (")

〇 選挙管理委員会告示

25 政治団体の収支報告書の要旨

○ 訓令

*1 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

(情報政策課)

〇 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

開発行為の工事の完了

規 則

和歌山県規則第4号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和33年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章を削る。

「第2章 美容所」を削る。

第3条第1項中「美容師施行規則」を「美容師法施行規則」に、「第19条の規定による」を「第19条第1項の」に、「別記第4号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第2項中「において、法第12条の規定による検査を実施し、法第13条第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる措置を講ずるに適すると確認したときは、別記第5号様式」を「は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)第12条の規定による検査を実施し、法第13条の措置を講ずるに適する旨の確認をしたときは、別記第2号様式」に改め、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第1条とする。

第4条中「規定による」を削り、「別記第8号様式」を 「別記第5号様式」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「規定による」を削り、「別記第9号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「規定による」を削り、「別記第10号様式」を 「別記第7号様式」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5 条とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

別記第4号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第5号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第2号様式とする。

)

別記第6号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第7号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第8号様式中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」 に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第9号様式中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」 に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第10号様式中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」 に改め、同様式を別記第7号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和33年和歌山県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章を削る。

「第2章 理容所」を削る。

第3条第1項中「第19条の規定による」を「第19条第1項の」に、「別記第4号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第2項中「において法第11条の2の規定による検査を実施し、法第12条第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる措置を講ずるに適すると確認したときは、別記第5号様式」を「は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)第11条の2の規定による検査を実施し、法第12条の措置を講ずるに適する旨の確認をしたときは、別記第2号様式」に改め、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第1条とする。

第4条中「規定による」を削り、「別記第8号様式」を 「別記第5号様式」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「規定による」を削り、「別記第9号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「規定による」を削り、「別記第10号様式」を 「別記第7号様式」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5 条とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

別記第4号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」に 改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第5号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」に 改め、同様式を別記第2号様式とする。 別記第6号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第7号様式中「(第3条関係)」を「(第1条関係)」 に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第8号様式中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」 に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第9号様式中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」 に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第10号様式中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」 に改め、同様式を別記第7号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月6日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委 員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第9号アを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15 条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けて いる者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応 じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法 施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定 める障害の等級に該当する障害を有するもの

別表第1肢体不自由の部下肢障害の項中「、2級及び3級の1」を「から4級までの各級」に改め、同部乳幼児期以

前の非進行性の脳病変による運動機能障害の項中「移動

機能 | 1級及び2級 を 移動機能 | 1級から4級までの各

級」に改める。

番1から橋本市高野口町大 で

和歌山県報 第 2042 号

平成21年3月6日(金曜日)

市小田原字佃566番1から橋本市高野口町大 平山口1408番1まで 市隅田町真土字垣内446番1から橋本市市脇 山谷670番まで 御坊市塩屋町北塩屋字北湊703番2地先から御坊 道御坊中津線 市熊野字平野114番1地先まで

に、 主要地方

御坊市塩屋町北塩屋字北湊703番

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第248号

平成8年和歌山県告示第1030号(和歌山県青少年健全育 成条例施行規則に基づく各種学校等の指定)は、廃止する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

主要地方道御坊中津線 市熊野字平野114番1地先まで 主要地方道那智山勝浦 東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字 地先から東牟婁郡那智勝浦町大字 25番1地先まで

2地先から御坊

を

中須江崎84番1 浜ノ宮中須岩本 に改める。

和歌山県告示第249号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定 により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、 同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番 号	氏 名 (法人の場合に) あっては、 申請者の名称	住 所 法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	生 炽	指 定 年月日 指定の有 効期間の 満了の日
3060190398	有限会社まついコ ーポレーション	和歌山市築港2丁 目8番地の2	松井由美子		和歌山市築港2丁目 8番地の2	訪問介護	平成 21.3.1 平成 27.2.28

和歌山県告示第250号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 年月 有
3071400687	株式会社旭誠	海南市下津町丸田 129番地4	佐古達也	ケアプランセン ターふたば	海南市下津町興434 番地		平成 21.3.1 平成 27.2.28

和歌山県告示第251号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53 条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護 予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。 平成21年3月6日

氏	名	住	所			指 定 年月日

指定事業者番 号	あっては、	法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指定の有 効期間の 満了の日
3070106863	医療法人療明会	和歌山市堀止南の 丁4-11	半羽健二	すみれ訪問介護 事業所	和歌山市堀止南の 丁3-29	訪問介護・介 護予防訪問介 護	
3070106871	有限会社和歌山サンクリーン	和歌山市松江東3 丁目3番10号	栗本信行	ヘルパーステー ションさくら	和歌山市直川1795	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.3.1 (平成 27.2.28)
3070106897	株式会社Green Apple	和歌山市北中間町 8番地	佐々木あゆみ	アップルデイサ ービス	和歌山市北中間町8 番地	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 21.3.1 (平成 27.2.28)
3070106889	池田板金株式会社	和歌山市有家225- 3	池田孝之	にこにこサポー トいけだ	和歌山市有家250	71 KC 4 174 IEI	平成

和歌山県告示第252号

第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業 者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条 │条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。 平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	種 類	指定 年月日 指定の有 効期間の 満了の日
3072300555	新宮介護株式会社	新宮市王子町二丁 目2番18号	谷口誠子	介護センターふ るさと	新宮市王子町二丁 目2番18号	宅介護支援・ 介護予防訪問	21.3.1

和歌山県告示第253号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項 の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30114002 76	あすなろ共同 作業所	海南市阪井521	生活訓練(自立訓練) 就労移行支援 就労継続支援 B型	精神障害者	社会福祉法人 一峰会	海南市重根1778	平成 21.3.1	平成 27.2.28

和歌山県告示第254号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項 て、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規

の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更につい

定に基づき公示する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変	更	前	変	更	後	変 更 年月日
30116100 15	わかばの郷	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山県有 丹生図401	 月田郡	有田川町西	和歌山県不 丹生図251		有田川町西	平成 21.1.15

和歌山県告示第255号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1 項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、 同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)エバグリーン布引店 和歌山市布引字宇太748-2 他
- 2 意見の概要
 - ・廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を 十分認識し、それぞれ適正に処理し、周辺環境に悪影響 を及ぼさないよう配慮してください。また、廃棄物の減 量化やリサイクルの推進に努めてください。
 - ・騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を 遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてくだ 2 指定の目的 土砂の流出の防備

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に 応じて対策を講じてください。

- ・屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条 例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力し てください。
- ・出店に際しては、地域振興に貢献するよう協力してく ださい。
- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和 歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 (和歌山市七番丁23番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 平成21年3月6日から平成21年4月6日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第256号

項の規定に基づく高度公益機能森林の区域を変更したので 公表する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更した区域

和歌山市の区域内に存する森林の区域のうち次のとおり とする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県 農林水産部森林·林業局森林整備課、海草振興局産業振興 部林務課及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第257号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字寺尾3410の1・3411 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3412
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第258号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月6日

- 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1 | 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園新子字 フイテ谷262の2、262の6(次の図に示す部分に限る。)、 262O7, 262O11
 - 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第259号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に より、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡高野町大字相ノ浦字笠峠180 3 指定施業要件 の1、180の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図 | 及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役 和歌山県告示第262号 場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第260号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に より、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字足谷5の1(次 の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字足谷5の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第261号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字扇谷1290
- 2 指定の目的 干害の防備
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県 庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に 供する。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定 により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同 条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に より、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

- 1 施行者の名称
 - 有田川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 吉備都市計画下水道事業 有田川町公共下水道
- 3 事業施行期間
 - 自 平成15年10月7日
 - 至 平成27年3月31日
- 4 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2)使用の部分 変更なし

和歌山県告示第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称 みなべ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 南部都市計画下水道事業 みなべ町公共下水道
- 3 事業施行期間
 - 自 平成8年8月16日
 - 至 平成27年3月31日
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分

平成20年和歌山県告示第242号の事業地のうち、南道字 乱レ橋、同字畑崎、芝字岩後、同字猪ノ山、同字岡、同字矢谷、気佐藤字関谷上ヶ田、同字上仲相、同字東中相、同字上泓、同字大年、同字高田、同字高田久保、同字井 附、同字新殿開、同字菱川、山内字寺ノ下、同字井ノ谷口、同字岩井谷、同字上湊、同字千里免、同字下川原、同字内川原、同字垣添、同字越島、同字下井、同字稲荷前、同字沙入、東吉田字砂取、同字兵之尻、同字梅田、同字上城、埴田字橋詰、同字清水谷、同字芋畑、同字勝栄谷、同字二川平、堺字道筋、同字壱丁田、同字才賀法池及び同字森崎において事業地を変更し、北道字半月、同字作り道、同字町ヶ坪、同字門田、南道字島田、同字石引谷、同字矢行司、芝字丸橋、気佐藤字道寄、山内字下湊、東吉田字妙堂、同字田辺ヶ坪、同字錆田、同字大坪、埴田字南谷を追加する。

和歌山県告示第264号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の 規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

Ş.		申請者		道	路
指定 番号	指定位置	住 所 名	指 定 年月日	幅 員メートル	延 長メートル

芝	岩出市岡田字 芝崎873番1の 一部	和歌山市太田 479番地3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成 21.2.23	6.00	34.90
---	--------------------------	---	---------------	------	-------

和歌山県告示第265号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定		申請	者	بات کا	道	路
番号	指定位置	住	所	指 定 年月日	幅員	延 長
		氏	名		メートル	メートル
福 部	海南市藤白字 香詰1番3の一 部、5番1の一 部、海南市藤 白字有田屋濱 79番15の一	和歌山市 80番地1 東不動産 株式会社 代表取紹 曽和勝彦	販売 : : : : :	平成 21.2.26	6.00 5.00	26.00 28.65

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の 規定による政治団体の収支報告書(平成19年分)の提出が あったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨 を次のとおり公表する。

平成21年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

		T-1 -m-m + 40 -7 A	T	(単位:円
	結城力後援会	政環調査懇話会	メイセイ会	山部弘後援会
政 治 団 体 名				
報告 年月日	平成21年2月10日	平成21年2月17日	平成21年2月18日	平成21年2月24
資金管理団体の届出をした者の氏名	Τ			
資金管理団体の届出に係る				
公職の種類		<u></u>		<u></u>
1 収 入 総 額	26,376	0	0	16,33
ア前年繰越額	26,376		0	16,33
イ本年収入額	0		0	13,55
2 支 出 総 額	0	-		
ア個人の党費・会費	+	†	+	+
(人)				
(+	+	+	+
1 分 - 				
3 (a) 個 人 分				
フ (a) 10 人 分 (うち特定寄附)				
∇ I				
(b) 法人その他の団体分				
(c) 政 治 団 体 分		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
(イの寄附のうちあっせん D (ことろもの)				
1280007				1
(イ) 政党匿名寄附				-
ウ機関紙誌の発行その他の				
果 事業による収入		<u> </u>		
工借 入 金		<u> </u>		1
オ 本部又は支部から供与さ				
れた交付金に係る収入		<u> </u>		<u> </u>
カその他の収入				<u> </u>
ア経常経費				
(ア)人件費				
(イ) 光 熱 水 費				
(ウ) 備 品・消 耗 品 費				
(工)事務所費				
⁴ イ 政 治 活 動 費				
(ア)組織活動費				
く (イ)選挙関係費				
H (ウ) 機関紙誌の発行				
その他の事業費				
の (a) 機関紙誌の				
発行事業費				
(b)宣伝事業費				
(c)政治資金パーティー				
開催事業費				
(d)その他の事業費				
(工) 調査研究費				
(才) 寄附·交付金				
(カ) その他の経費				
5 資 産 等 の 状 況				
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を				
別に掲載)				
		.1	<u>I</u>	1

和歌山県報 第 2042 号

訓令

和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般

各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のよう に定める。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程(昭和62年和歌山県訓令第7号)の 一部を次のように改正する。

目次中「情報システム課所管」を「情報政策課所管」に 改める。

第3条第3項中「IT推進局」を「企画政策局」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

御坊市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
 御坊都市計画火葬場(御坊市南塩屋火葬場)
- 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定 により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す る。

平成21年3月6日

開発区域又は工区 に含まれる地域の 名称	岩出市安上字平/328番1、327番、323番、 322番、里道、水路
許可を受けた者の 住所及び氏名	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男